

保育所等及び放課後児童クラブにおいて新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

令和2年2月25日で厚生労働省より、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」として、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園措置に関する方針等が示されたところです。

また、令和2年4月7日付で、内閣総理大臣より改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、埼玉県もその対象地域となり、同日付で厚生労働省より、「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」が示されたところです。

つきましては、厚生労働省の方針等を踏まえて、久喜市の保育所等及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」といいます。）において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についてお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 子どもが感染した場合について

①感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、当該保育所等の一部又は全部について臨時休園します。なお、臨時休園の規模及び期間については、埼玉県と相談の上、決定します。

②感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、原則当該保育所等の一部又は全部について臨時休園します。ただし、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もあるため、その必要性について、個別の事案ごとに埼玉県と十分相談の上、慎重に判断します。

2 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について

子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、登園を避けるようお願いいたします。この場合の登園を避ける期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間となります。

3 感染者がいない保育所等も含む臨時休園について

市内全域で新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えることを目的として、感染者がいない保育所等も臨時休園を行うことがあります。

4 発熱等の症状がある子どもの登園回避について

感染拡大の防止のため、健康状態の確認（検温等）をお願いします。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、登園を避けるようお願いいたします。

5 職員における感染対策について

保育所等の職員が感染者等となった場合、上記1～4と同様の取扱いになりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6 基礎疾患のある子どもについて

基礎疾患のある子どもについては、主治医に相談の上、その指示に従い、日々の体調の変化に注意するとともに、登園の際は、健康観察の徹底をお願いいたします。

7 いじめや偏見の防止について

新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見は、決して許されることではありません。正確な情報収集と適切な知識をもって対応してください。

臨時休園の決定や期間は、急なご案内になることがあります。

- ・各ご家庭等での保育が可能なお子様については、家庭保育のご協力をお願いいたします。
- ・お勤め先へ勤務体制や休暇の取得などについて、事前のご相談をお願いいたします。
- ・今後の状況により内容が変更となる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の最新情報は、厚生労働省または久喜市のホームページをご覧ください。